

令和5年

磯城郡水道企業団議会第1回定例会

会 議 録

磯城郡水道企業団

令和5年磯城郡水道企業団議会第1回定例会会議録

令和5年3月1日（水曜日）

1. 出席議員 9名

1番	福山	臣尾	議員	2番	堀	格	議員
3番	福西	広理	議員	4番	瀬角	清司	議員
5番	渡辺	哲久	議員	6番	辰巳	光則	議員
7番	竹邑	利文	議員	8番	吉田	容工	議員
9番	植田	昌孝	議員				

2. 欠席した議員

なし

3. 説明のために出席した者

企業長	森	章	浩	副企業長	小澤	晃	広
副企業長	森	田	浩	司			
局長	谷	口	定	幸	課長	久保	知彦
主幹	石	古	篤	係長	嶋	田	睦
主任調整員	川	崎	俊	課長	井ノ上	博	章
課長補佐	長	野	宏	昭	係長	吉岡	澄次

4. 事務局出席者

係長	嶋	田	睦	主事	高橋	祐	哉
係長	吉	岡	澄	次			

令和5年磯城郡水道企業団議会第1回定例会

議 事 日 程

令和5年3月1日 水曜日  
午後3時40分 開会

開 会 宣 言

企業長招集挨拶

- 日程 第 1 会期の決定
- 日程 第 2 会議録署名議員の指名
- 日程 第 3 議案の一括上程 (報第1号から議第4号までの5議案について)  
・提案理由の説明  
・質疑  
・討論  
・採決
- 日程 第 4 発議第1号 磯城郡水道企業団議会の個人情報保護に関する  
条例  
・趣旨説明  
・質疑  
・討論  
・採決

閉 会 宣 言

## 令和5年磯城郡水道企業団議会第1回定例会議案一覧表

- 報 第 1 号 令和4年度磯城郡水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)の  
専決処分の報告
- 議 第 1 号 令和5年度磯城郡水道企業団水道事業会計予算
- 議 第 2 号 磯城郡水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例
- 議 第 3 号 磯城郡水道企業団個人情報保護審査会条例
- 議 第 4 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議につ  
いて
- 発議第 1 号 磯城郡水道企業団議会の個人情報保護に関する条例

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ◎開 会

午後3時40分開会

**議長（植田昌孝）** ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。よってこれより、令和5年磯城郡水道企業団議会第1回定例会を開会いたします。

議事日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

### ◎あいさつ

**議長（植田昌孝）** 企業長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。森企業長。

**企業長（森章浩）** 本日は、令和5年磯城郡水道企業団議会第1回定例会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、本年2月1日に奈良県と奈良県水質検査センター組合を含む28団体で、一体化後の運営方針である基本計画を策定し、水道事業等の統合に係る基本協定を締結いたしましたことをご報告申し上げます。

磯城郡水道企業団は、昨年4月1日より事業を開始し、広域化の目的である将来にわたる安全で安心な水道事業の運営に向け、事業の共同化、効率化、国の交付金を活用した施設整備の推進に取り組むなど、これまでのところ順調な事業運営が行われているものと考えます。今後におきましても、円滑な水道事業の運営に努めてまいり所存でございます。

本日の定例会でございますが、専決に基づく報告案件1件、令和5年度当初予算案1件、法改正に伴う条例の制定2件の他、2025年4月の県域水道一体化に向け、関係地方公共団体と協議を進めるため、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を設置することについての議案をご提案させていただいており、ご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**議長（植田昌孝）** それでは、日程第1、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（植田昌孝）** 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第69条の規定により、議長より指名いたします。

6番、辰巳光則議員及び7番、竹邑利文議員の2名を指名いたします。

#### ◎議案上程

**議長（植田昌孝）** 次に、日程第3、報第1号から議第4号までの5議案を会議規則第34条の規定により一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ◎提案理由の説明

**議長（植田昌孝）** ご異議なしと認めます。

朗読を省略し、企業長より提案理由の説明を求めます。

（森企業長挙手）

**議長（植田昌孝）** 森企業長。

**企業長（森章浩）** 議長のご指名によりまして、令和5年磯城郡水道企業団議会第1回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、報第1号、令和4年度磯城郡水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の報告につきましては、収益的支出の補正予算は、企業団全体として377万3,000円の増額で、支出予算総額は13億1,860万5,000

円となります。

次に、資本的支出の補正予算は、企業団全体として、建設改良費を110万2,000円増額するもので、支出予算総額は、5億3,318万円となります。

補正の内容といたしましては、両支出とも、田原本町セグメントにおける人事院勧告並びに人事配置に伴う人件費の増額でございます。

本件につきましては、実施等の期日の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年12月12日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、議第1号、令和5年度磯城郡水道企業団水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

令和5年度予算の作成にあたりましては、運営経費につきましては、広域化による経常経費の見直し実施、広域連絡管の整備事業及び老朽管の更新事業につきましては、交付金を最大限に活用するなど、広域化のメリットを活かした内容となっております。

それでは、予算書に従いまして、順にご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条につきましては、総則でございます。

第2条につきましては、業務の予定量を定めるもので、企業団全体としての給水戸数は2万900戸、年間総配水量は545万立米を見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、水道料金等の水道事業収益につきましては、企業団全体で約13億4,400万円を計上しております。

一方、水道事業費用につきましては、企業団全体で約12億6,200万円を計上するもので、令和5年度の純利益といたしましては、税抜きベースの収支差引きとして約7,400万円を見込む内容となっております。

続きまして、3ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出でございます。

国庫補助金、地方公営企業繰出基準に基づく各町からの出資金及び負担金、企業債、固定資産売却代金等からなる資本的収入は、企業団全体で約3億3,600万円を計上しております。

一方、建設改良費、企業債償還金等からなる資本的支出は、企業団全体で約7億4,000万円を計上しております。

主な建設改良事業といたしまして、広域化事業として、田原本町の監視装置更新工事及び、三宅町の連絡管布設で約1億6,600万円、運営基盤強化等事業として、3町での配水管更新事業で約1億8,700万円、単独事業として、田原本町で配水管改良工事、設備機器等更新工事で約6,900万円を見込んでいます。

なお、資本的収入の不足額、約4億300万円につきましては、過年度分損益

勘定留保資金等で補填することを予定しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

第5条につきましては、企業債の起債の限度額等を定めるもので、令和5年度は、企業団全体として1億1,150万円を限度額としております。

続きまして、5ページをご覧ください。

第6条は、各項間の経費の金額の流用について、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第8条は、たな卸資産購入限度額についてそれぞれ定めるものでございます。

6ページ目以降には、実施計画書等を添付してございますが、ご説明は割愛させていただきます。

次に、議第2号、磯城郡水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体にも一律に適用されることになったことに伴い、現行の磯城郡水道企業団個人情報保護条例を廃止し、法で委任された事項及び、条例で定めることが認められた事項について定めるものでございます。

次に、議第3号、磯城郡水道企業団個人情報保護審査会条例につきましては、議案2号同様、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、磯城郡水道企業団個人情報保護審査会の設置や、運用に関する事項を定めた現行の磯城郡水道企業団個人情報保護条例を廃止することから、新たに審査会について定めるものでございます。

議第4号、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議についてご説明申し上げます。

開会の挨拶において、ご報告いたしましたとおり、本年2月1日に、2025年4月の県域水道一体化に向けての基本協定を締結いたしました。

協議を進めるにあたり、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を設置することについて、別紙規約により、関係地方公共団体と協議を行うため、同条第3項の規定により議決を求めるものでございます。

以上、報告案件1件、議案4件について、ご説明を申し上げます。

何とぞ、慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

## ◎質 疑

**議長（植田昌孝）** それではこれより質疑を許します。なお、質疑については、会議規則の規定により、1議案につき3回を超えることはできません。

質疑ありませんか。



議長（植田昌孝） 8番吉田議員。

議員（吉田容工） まず確認です。挨拶の時に、奈良県広域水道企業団設立準備協議会が28団体とおっしゃったように聞いたんですけども、議案には26団体しかありませんので、それはどういう意味だったのかというところ説明お願いできますか。

議長（植田昌孝） 久保課長。

業務課（久保課長） 議案書のほうの概要では企業団という形になってございますが、基本協定のときには各団体の首長として、協定のほうに参加しておられますので、その2団体を足しますので28ということになります。以上でございます。

議長（植田昌孝） 8番吉田議員。

議員（吉田容工） そしたら、田原本町、三宅町、川西町、磯城郡水道企業団、4つがそこに署名したことになりますね。  
そうやから28なんじゃないですか。もういいや。

議長（植田昌孝） 久保課長。

業務課（久保課長） 言葉が足らず申し訳ございません。磯城郡水道企業団は、3つで1つの一組になってございます。

基本協定を締結させていただく際には、首長として署名をいただいておりますので、企業団は含めずに3町を足していただくということでございますので純粋に2団体増えるということですので、28ということになるものでございます。

議長（植田昌孝） 吉田議員。

議員（吉田容工） 1つにつき3回しかできませんよね。この、第4号についてはあと1回だけしかできませんので、まとめて聞いておきますね。

奈良市がですね、この協議会のほうから離脱するというときに、田原本の議会で町長はですね、この協定はですね、水道料金だけじゃないんやと。管路の更新

等ですね設備投資にとっても大きなメリットがあるんやという話をされてました。

その点では、どういうメリットがあるのかということをちょっと教えていただきたい。

それと、災害時の対応ですね、奈良盆地東縁断層帯がSランクということで、いつ発生してもおかしくないというふうにランクづけされましたし、南海地震、東南海地震と予定されていますので、そのときの対応について、どういうふうな形でなるんかと。

それは、磯城郡ではなくて、奈良県広域水道のほうで検討されると。

特に、五つのエリアに集約されていくということも含めてると思いますけれども、まだこれからの業務ですって言うてもいつ起こるか分からん地震ですんで、その点はどういうふうに考えられるのかというところをお答えください。

**議長（植田昌孝）** 久保課長。

**業務課（久保課長）** 設備投資につきましては、奈良市さんが入るかどうかというときに、広域化事業と、それから運営基盤強化事業のほうで、国の補助はつきますと、あと、知事さんのほうからも、管路更新を頑張って進めていかなあかんよということを考えているんだということで、国と同額の補助金を、国が補助事業をやっただけの10年間については、県としての補助を入れていただけるということになって、市町村の、今現在の参加を予定している構成団体の負担が抑えられるというところが、管路更新の部分の投資に関しては、メリットがあるというふうに、認識をしております。

**議長（植田昌孝）** 谷口局長。

**谷口局長** 続きまして県域における、災害時での、対応の件についてですが、大規模な災害が起こった場合どう対応するのかということになるんですけども、三宅、川西、田原本町、広域の一部事務組合の1つになりますが、広域になるからといってそれぞれの団体の責任がなくなるとは考えておりません。

県域の協議会の中でですね、構成団体の首長の協議会での議論、そしておのこの議会からも、議員派遣を願う予定をされておりますので、企業団議会でご審議いただきますので、今後も責任を持って水道事業に、関わっていかねばならないというふうに考えております。

大災害におけます危機管理の体制につきましては、基本計画の13ページにも記載されておりますが、現状の各行政の防災計画をベースに、早急に体制づく

りを行う必要があるというふうに書かれておりますので、今議員がご心配されてる部分も含めまして、まずは実際起こりましたら直轄の、その団体が関与し、対応しなければならないというふうに考えております。

今、ご意見をいただいておりますのでその意見を十分認識をしながら、今後の協議会、事務の協議会におきまして、声出し等していきたいというふうに考えております。以上です。

**議長（植田昌孝）** 他にありませんか。

他に質疑ないようですので質疑なしと認めます。よって、質疑を打切ります。

### ◎討 論

**議長（植田昌孝）** 議事の都合により、報第1号から議第4号まで、5議案について、討論は一括として、採決は各議案ごとにいたします。

それではこれより討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

**議長（植田昌孝）** 8番吉田議員。

**議員（吉田容工）** まず議第4号、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、反対の討論をさせていただきます。

先ほど言いましたように、奈良市が離脱した際に、町長のほうから、料金じゃなくてですね、管路更新等のほうについても、重要な案件だという話がありました。

ただ、その後ですね、この磯城郡の議長会の勉強会でもですね、77億円の投資はですね、どのぐらいの管路更新できるかじゃなくて投資ベースだという説明に変わったんですよね。本来なら、77億円を投資したらですね、何キロメートルの更新できるかというところの答えが欲しかったんですけども、そうではなく投資ベースだと。

ただ、本来はね、一応、国のほうが、指針を出してましてね、厚生労働省健康局水道課のほうですね、水道事業の再工事に関する施設更新費用算定の手引きっていうのがありまして、開削工法で、例えば400ミリの水道管を1メートル更新するのに10万円の単価でいけますよと。それが基準ですよと出してますんで、1キロでしたら1億円かかりますよというようなところがありますから、77億円ありましたらですね、77キロ更新できるかなと。

さらにもっと、細い水道管ならさらに進むと思って、私は質問したんですけども、そういう答えが返ってきませんでした。

ですから、この奈良県広域水道企業団に入ってもですね、田原本町の水道管がどれだけ更新されるか不明というのは今時点の、私の判断です。やっぱしこの水道企業団に入るかどうかは、この企業団、あるいは田原本町の水道がどれだけ効果があるかというところであって、初めて参加するということになりますから、その点では、管路更新が不明という点ではですね、賛成できないと思っています。

さらにもう1つ、地震を先ほど言いましたけども、奈良盆地東縁断層帯の地震がですね、いつ起こってもおかしくないSランクということで、出されています。先ほどの全協のほうでは、磯城郡水道企業団の地震のときの対応を確認させていただきました。

そのときでも、各企業長、副企業長がですね、やっぱし各町の責任者ということで、水道に専念するわけにいかない。

その点では、局長を中心としたスタッフのメンバーが水道に対応すると。それが広域になりましたら、奈良県を五つのエリアに分けるんだと最終的になるわけです。ですから、田原本町を管轄してるところはどっかのエリアと。田原本町、今の状態ではないという状況になるわけで、そういうことになると、いくら議会とか、運営協議会に参加してても、地震対応はできないということしか、対応の仕方見えてこないと。

さらに、今、局長のほうから、直轄の団体が責任を負うというような答弁もありまして、直轄の団体は、水道工事なんてできませんから、自分とこの管轄というもののですね、その水道をどう更新するかという、設計もできなければ工事発注もできないところは責任を負えるはずがありませんので、その点では今の段階で、奈良県広域水道企業団設立準備協議会というのは本当に、何も見えない状態で、一緒になるという状態でしか私には通じなかった。

その点では、今回の設立に関する協議については反対をさせていただきます。以上です。

**議長（植田昌孝）** 他に、反対の討論ございますか。

（「ありません」の声あり）

**議長（植田昌孝）** ないようですので次に賛成者の発言を許します。

5番渡辺議員。

**議員（渡辺哲久）** 広域企業団への参加については異議はありません。

だからそういう意味では賛成の意見なんですけど、第4号議案の規約に関しては、意見があります。

この法定協議会の設立に向かう過程で意思決定をどうするのかということで、運営協議会の仕組みを導入するということが基本計画に明記されました。

で、特に民営化やコンセッション方式も、もうとらないということも、基本計画の中で明記されました。それはこの間の協議の中で、1番明確にして欲しかったことが明確になった大切な基本協定、基本計画であるというふうに認識しています。

そういうことです。その規約の中に明確に書かれていないということについては、とても残念に思います。協議会の会議の第9条の6に、会議の議事その他会議運営に必要な事項は協議会の会議で定めるというふうにあるだけですね。

規約に関しては、各市町村、この場でも、議会の承認が必要という重要な案件ということになっていますので、本来は、書き方はともかく、そうやってせっかくつくり上げてきた基本計画、基本協定の要の部分についてはぜひ書き込んで欲しかったというふうに思います。

ちょっと繰り返しになりますが、1点は、ああいう運営協議会等の運営の仕組みを明記すべきであったということと、それから基本協定、基本協議を変更する場合は、必ず各議会も承認が必要であるということ、明記して欲しかったという意見を述べます。議案に対しては賛成します。

**議長（植田昌孝）** 他に、討論ありますか。

（「ありません」の声あり）

**議長（植田昌孝）** それでは討論なしと認めます。よって、討論を打ち切ります。

◎表 決

**議長（植田昌孝）** お諮りいたします。報第1号、令和4年度磯城郡水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の報告を採決いたします。

本件を原案どおり承認することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

**議長（植田昌孝）** 全員賛成と認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。

次に、議第1号、令和5年度磯城郡水道企業団水道事業会計予算を採決いたし

ます。本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長(植田昌孝)** 全員賛成と認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号、磯城郡水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長(植田昌孝)** 全員賛成と認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に、議第3号、磯城郡水道企業団個人情報保護審査会条例を採決いたします。本件を、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長(植田昌孝)** 全員賛成と認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に、議第4号、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

**議長(植田昌孝)** 賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎発 議

**議長(植田昌孝)** 次に、日程第4、発議第1号、磯城郡水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。提出者より趣旨説明を求めます。

2番、堀格議員。

**議員（堀格）** 2番、堀でございます。

議長の許可をいただきましたので、令和5年磯城郡水道企業団議会第1回定例会に提出いたしました議案につきまして、趣旨を説明申し上げます。

発議第1号、磯城郡水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律の規定が、地方公共団体の執行機関には直接適用されることとなりますが、議会は、同法の適用対象外とされ、国会や裁判所と同様に、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自立的な対応に委ねることとされました。

このため、磯城郡水道企業団議会における個人情報の取扱いに関する規律を定めるため、個人情報の保護に関する法律や磯城郡水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の内容を踏まえつつ、磯城郡水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

議員各位におかれましては、よろしくご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

趣旨説明を終わらせていただきます。以上でございます。

#### ◎質 疑

**議長（植田昌孝）** これより質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**議長（植田昌孝）** 質疑なしと認めます。よって、質疑を打ち切ります。

#### ◎討 論

**議長（植田昌孝）** これより討論を行います。討論ありませんか。

5番、渡辺議員。

**議員（渡辺哲久）** 反対の討論を行います。1点だけに絞って、反対の理由を述べます。

第7条にですね、適正な取得というのがあって、議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。とのみあります。もともと地方自治体

が定めてきた条例では、要配慮個人情報、要するに人種、民族、思想信条、それから、診療の情報、健康情報というようなものについては、収集禁止という条例が一般的でした。今回、個人情報保護法で、要配慮個人情報の収集の禁止は民間企業のみ課せられていて、行政機関はやっていいという法律に変わってしまっています。議会についても、要配慮個人情報というものを、集めることが可能である、あるいはそれを提供することが可能であるというような、情報は個人情報保護に値しない、個人情報保護の、今まで作り上げてきたものを、なくしてしまうという、とても危険な状況につながるというふうに思います。せっかく今まで築き上げてきた、プライバシーを大事にするっていう、行政は、あるいは議会は、そのことを、一人一人の町民や住民の機微な情報について、集めないし、あるいはそれが預かった場合でも、必ずその人を守りますという信頼があって初めて、行政と住民の関係は成り立つし、議会と住民の関係も成り立つと思いますので、要配慮情報の収集を禁止するという条項が、なくなってしまうことについては、大いに、危惧を持っています。その1点で、この条例について反対をします。以上です。

**議長（植田昌孝）** それでは、反対者の討論、他にありませんか。

（「ありません」の声あり）

**議長（植田昌孝）** それでは次に、賛成者の発言を許します。

（「ありません」の声あり）

**議長（植田昌孝）** ないようですのでこれで討論を打ち切ります。

◎表 決

**議長（植田昌孝）** お諮りいたします。発議第1号について採決をいたします。本件を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

**議長（植田昌孝）** 賛成多数と認めます。よって本件は原案のとおり、可決され



ました。

#### ◎閉会あいさつ

**議長（植田昌孝）** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、企業長より挨拶を受けることにいたします。森企業長。

**企業長（森章浩）** 議長のご指名によりまして、令和5年磯城郡水道企業団議会第1回定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本日提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、ご議決、ご承認いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

賜りましたご意見につきましては、今後の企業団の事業運営に活かしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、議員の皆様におかれましては、今後とも、磯城郡水道企業団の事業運営と発展、並びに奈良県広域水道企業団設立に、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ◎閉 会

**議長（植田昌孝）** ありがとうございました。議員各位におかれましてはご協力をいただきましてありがとうございます。また、慎重にご審議を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

それではこれもちまして令和5年磯城郡水道企業団議会第1回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時17分閉会

地方自治法第123条第2項及び磯城郡水道企業団議会会議規則第69条の規定により、ここに署名する。

磯城郡水道企業団議会議長

---

磯城郡水道企業団議会議員

---

磯城郡水道企業団議会議員

---